

ポイントプラス規定

第1条(規定の目的)

1. 本規定は、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」という)とトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)との提携により発行する「トヨタティーエスキュービックカード」(以下「カード」という)の利用に応じ、トヨタがカードの本人会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度(以下「ポイントプラス」という)の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。
2. トヨタまたはトヨタの委託を受けた当社(以下、両者を併せて「両社」という)は、必要と認めるときはいつでも、本人会員に予めまたは事後に文書で通知して、本規定の内容を変更することができるものとします。
3. ポイントプラスの特典内容、諸手続に関する詳細は、別途両社が発行する「ポイント活用ブック」その他の書面(以下「活用ブック等」という)に定めるところによるものとします。
4. カードに関し、本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

第2条(トヨタポイントプラスによる還元)

1. 本人会員は、本人会員またはその同居の家族について、トヨタが活用ブック等により定める一定の条件に該当した場合に、トヨタから所定の還元を受けることができます。還元の内容は、本人会員が選択した還元コース並びにカードによるショッピングの利用代金(以下「カード利用代金」という)および両社が別途指定する特定の取引に応じてトヨタから付与されるポイント(以下「ポイント」という)の残高に基づき決定されるものとします。
2. カード会員資格を喪失した場合は、ポイントプラスを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象)

カード利用にかかる取引であっても、キャッシング、カードローン、年会費、その他所定のものについては、ポイント付与の対象にならないものとします。

第4条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用に基づくポイントは、本人会員によるカード利用とみなして本人会員にこれを付与するものとします。

第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、当月内の所定日に付与されます。ただし、ボーナス1回払およびボーナス2回払の場合は、該当する当社所定の支払月における所定日に付与されるものとします。

第6条(ポイントの付与取消)

本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取消等により、ポイント付与の対象となるカード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、トヨタ所定の方法により取り消されるものとします。

第7条(ポイントの計算)

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、次のとおり計算され、①～③の合計ポイントが付与されるものとします。

- ① カード利用代金の合計額(1,000 円未満は切り捨て)に対して、1,000 円につきトヨタ所定の率を乗じて得られるポイント
- ② 両社が別途指定する加盟店(エクストラポイントショップ)でのカード利用代金の合計額(1,000 円未満は切り捨て)に対して1,000 円につきトヨタ所定の加算率を乗じて得られるポイント
- ③ その他、両社が別途指定する特定の取引に対して両社が別途定めるポイント

第8条(ポイントの蓄積と有効期間)

本人会員は、ポイントの付与月から 60 ヶ月間、そのポイントを蓄積できますが、それ以降は、自動的に失効することになります。

第9条(本人会員へのポイントのご連絡)

第7条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。

第10条(ポイントに基づく還元条件および手続)

1. ポイントの還元手続を行うことができるのは、手続受付の時点で会員資格を有している本人会員に限るものとします。
2. 還元コースには、次のものがあり、その詳細については、本規定および活用ブック等により案内されます。
 - ① 第11条に定める還元金の支払(以下「キャッシュバック」という)を受けるコース
 - ② 第12条に定めるポイントを商品等で還元するコース
 - ③ 上記①②の他、両社が設定して案内するコース
3. ポイントの還元手続にあたり、本人会員は、希望する還元内容に応じて還元コースおよび還元ポイント数を指定するものとします。ただし、キャッシュバックコースを選択する場合は、還元事由が必要となり、還元ポイント数の指定ができない場合があります。
4. 還元コースに応じた還元事由、還元手続の条件およびその手続等については、本規定の他、活用ブック等により定めるところによるものとします。
5. 本人会員は、既に行った還元手続は取り消すことができないものとします。

第11条(キャッシュバックによる還元)

1. 本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイントに基づくキャッシュバックの手続を申し出ることができるものとします。なお、キャッシュバックを手続できる回数は、一の還元事由に対して1回とします。
 - ① トヨタ所定の店舗で車両を購入した場合
 - ② トヨタ所定の店舗で自動車検査を受けた場合
 - ③ トヨタ所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合
 - ④ その他トヨタが定め活用ブック等で会員へ案内した事由に該当した場合

2. 前項各号に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイント数は第 16 条に定める還元対象となるポイント残高(以下「還元対象ポイント」という)の内で、次の条件があるものとします。

- ① 前項第 1 号の場合、還元対象ポイントを第 16 条に定めるトヨタ所定数の上限まで還元するものとします。
- ② 前項第 2 号の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を第 16 条に定めるトヨタ所定数を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とします。
- ③ 前項第 3 号の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を、トヨタ所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、還元対象ポイントをトヨタ所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。
- ④ 前項第 4 号の場合、還元対象ポイントをトヨタ所定の条件まで還元するものとします。

3. 本人会員は、次の方法によりキャッシュバックによる還元手続を行うことができます。

- ① 本人会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨタの車両販売店その他還元事由に応じて両社が指定する者の確認印の押印を受け、還元事由に応じて両社が定める期間内に、当社に対して同用紙を提出するものとします。ただし、別途両社が認める場合には、確認印の受領を両社が指定する書面の添付に代えることもできます。
- ② 第 14 条に定める両社の指定した先に設置されたクレジット端末機により還元手続を行う方法。
- ③ 上記の他、別途両社が定めて本人会員に案内する方法。

第 12 条(商品等による還元)

- 1. 本人会員は、トヨタ所定のポイント残高までポイントが蓄積された場合、両社所定の商品等で還元する手続を申し出ることができるものとします。本人会員は、両社が本人会員へ通知した商品等の中から希望する商品等を指定し、当該商品等に定められたポイント数を交換するものとします。
- 2. ポイントの還元手続にあたり、本人会員は、希望する還元内容に応じて還元商品および還元ポイント数(5,000 ポイント以上 1,000 ポイント単位)を指定するものとします。また、1ヶ月間に還元手続のできるポイント数等には、活用ブック等に定める上限があります。
- 3. 本人会員は、次の方法により還元手続を行うことができます。

- ① 当社に対し所定の方法により還元手続用紙を請求し、当該用紙に必要な事項を記入して当社に提出する方法。
- ② 上記の他、別途両社が定めて本人会員に案内する方法。

第 13 条(マイルによる還元)

- 1. 第 11 条のキャッシュバックに代えて、株式会社日本航空インターナショナル(以下「JAL」という)の運営する JAL マイレージバンク(以下、「JMB」という)によるマイル(以下「マイル」という)の登録を手続する場合、JMB の会員資格を有していない本人会員は、マイルの登録手続時に登録するマイルの種類に応じて JMB の規約および諸規則等が適用となることを承認のうえ、JMB への入会申込を行ったものとして取扱われるものとします。また、マイルの登録手続ができる回数は、一の還元事由に対して 1 回までとします。
- 2. 第 12 条の商品等に代えてマイルの登録を手続する場合、本人会員は、予め JMB の会員資格を取得するものとします。

3. 本人会員は、マイルの登録を申請する際に、JMBの会員資格の照会上(または入会審査上)およびマイルの登録上必要な範囲で、本人会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報を、トヨタがJALに提供することを承認します。
4. 本人会員は、既に行ったマイルの登録申請は取り消すことができないものとします。また、登録済のマイルに関してはJALにおいて管理されるものとし、トヨタは責任を負わないものとします。

第14条(クレジット端末機による還元申請)

1. 本人会員は、第11条1項1号乃至4号に定める還元事由の対象商品・役務等をカードで決済した当日においては、第11条に定めるキャッシュバックの申請をトヨタの車両販売店その他両社が指定する店舗に設置された所定のクレジット端末機(以下「端末機」という)により行うことができるものとします。
2. 本条の還元申請は、トヨタの車両販売店等が端末機の操作を行うものとし、本人会員はトヨタの車両販売店等にカードを提示して、当該還元申請を委託するものとします。
3. 本条の還元申請が受け付けられた場合、端末機より還元申請伝票を発行するものとし、本人会員は当該伝票の記載内容を確認し、伝票所定の欄に署名を行うものとします。また、希望する還元の内容と相違しているときは直ちにトヨタの車両販売店等に訂正を求めるものとします。
4. 前項の確認を怠り、訂正の申請が行われなかった場合、還元申請の取消・訂正・やり直し等はできないものとします。

第15条(還元の決定)

1. トヨタは、本人会員からの還元申請を受け付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定するものとします。
2. 両社は、所定の審査により、本人会員もしくはその家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認められた場合、または会員規約その他の規定を遵守していないと認められた場合には、当該会員への還元を拒否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知されます。
3. トヨタは、前条の規定にかかわらず、JALにおいて本人会員がJMBに関する規約を遵守していないと認めてマイルの登録を拒否もしくは留保した場合、または前条による本人会員の入会を拒否もしくは留保した場合には、当該会員へのマイルの登録を拒否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知されます。なお、トヨタは、マイルの登録を拒否した場合、第11条または第12条に定める還元申請があったものとして取り扱うものとします。

第16条(還元対象となるポイント残高)

1. 還元対象となるポイント残高は、活用ブック等で案内したトヨタ所定の基準日時点での有効なポイント残高および両社が認められたポイントとしますので、ご利用代金明細書への掲載その他の方法により本人会員に連絡されたポイント残高と異なることがあります。
2. 1回の還元で対象となるポイント残高は、トヨタ所定数を上限とします。還元にあたっては、付与された時期の古いポイントから順に充てるものとし、蓄積された有効なポイント残高が上限数を越える場合は、超える部分のポイントはそのポイントの有効期間内において、次回以降の還元対象となるポイント残高に充てることができます。

第 17 条(還元の方法)

1. トヨタは、第 15 条に基づく還元決定に従い、前条に基づき還元対象となったポイント残高を、第 11 条または第 12 条に定める条件で、次の各号のいずれかの方法により還元します。
 - ① 還元の種類がキャッシュバックである場合、トヨタ所定の率で換算した金額を、第 15 条の還元の決定後の直後に締め切られたカード利用代金等に充当する方法。ただし、充当すべきカード利用代金等がない場合、または会員から特に申し出があった場合には、当該未充当の金額を、第 15 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の預金口座に振り込むことにより支払う方法。
 - ② 還元の種類が商品等による還元である場合、会員の指定した商品を、第 15 条の還元決定の時点で当社に登録されている会員の住所に送付する方法。
 - ③ 還元の種類がマイルによる還元である場合、トヨタ所定の率で換算したマイルを、第 15 条の還元決定の時点で JAL において管理されている本人会員のマイル登録先に登録する方法。
 - ④ 還元の種類が上記①②③以外である場合には、還元の種類に応じて別途トヨタが定める方法。
2. 前項によって還元が行われた後に、還元を行ったポイントについて第 6 条の付与取消等が発生したときは、取り消されたポイントに係わる還元手続も取り消されるものとし、本人会員は支払われた還元金を口座振替等の両社所定の方法によりトヨタへ返還するものとします。

第 18 条(公租公課)

ポイントプラスによる還元について公租公課が課せられる場合、本人会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第 19 条(ポイントの消滅)

本人会員が、理由の如何を問わず、カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはポイントプラスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第 20 条(カードの切替)

本人会員がカードの種類を切替えた場合、切替時に有効であったポイントは、所定の手続により、切替後のカードのポイントとして引き続き有効とします。ただし、一部のカードでは、ポイントの引継ぎができない場合もあります。

第 21 条(トヨタからの委託)

本人会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元、第 13 条に規定する JAL への入会の申込等に関する事務処理を、トヨタからの委託に基づき、当社が行うことを予め承認するものとします。

第 22 条(ポイントプラスに関する疑義等)

1. 本人会員は、理由の如何を問わず、ポイントプラスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできません。または相続人より還元手続を行うことはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元手続資格に関する疑義、その他ポイントプラスの運営に関して生ずる疑義は、両社の定めるところにより解決するものとします。

第23条(終了・中止・変更等)

1. トヨタは、予告なしに、いつでもポイントプラスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。
2. トヨタは、第7条にいうトヨタ所定の率もしくは加算率、第17条にいうトヨタ所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. ポイントプラスの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

(取扱カード会社)

トヨタファイナンス株式会社

関東財務局長(7)第00731号

JavaScript を ON にしてご覧ください。

本 社 : 〒135-0016 東京都江東区東陽6-3-2